

**第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
釧路市実行委員会
会 則**

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会の事務所は、会長が定めた場所に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を釧路市において開催するために必要な準備及び運営に関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な企画運営に関すること。
- (2) 競技施設等の整備促進に関すること。
- (3) 市民啓発及び広報に関すること。
- (4) 関係競技団体及びその他関係機関、団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(委員)

第5条 実行委員会は、釧路市及び関係機関、団体等の役職員並びに学識経験者のうちから会長が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 前項の委員のうち、釧路市及び関係機関、団体等の役職員の委員については、当初委嘱した時点の職をもって委嘱したものとし、その役職員に異動があった場合は、その後任者をもって委嘱したものとみなす。

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 若干名

(役員を選任)

第7条 会長は、釧路市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、実行委員会を代表し、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代行する。

3 監事は、財務会計について監査する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が必要のつど招集し、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) その他前号に準じる重要な事項に関する事。

3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 常任委員会は、会長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会を開催するいとまがない緊急事項に関する事。
- (2) その他実行委員会の運営上、会長が必要と認める事項に関する事。

4 前条第3項の規定は、常任委員会について準用する。

第4章 専決処分

(専決処分)

第12条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるときは、総会等の権限に属する事項について、専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長はこれを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、初年度については、会則施行の日から平成30年3月31日までとする。

(残余財産の帰属)

第16条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、釧路市に帰属するものとする。

第7章 補則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年7月7日から施行し、大会に関する一切の責務を完了したときをもって終了する。